

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

多治見市

2 構造改革特別区域の名称

多治見障害児者デイサービス特区

3 構造改革特別区域の範囲

多治見市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1)多治見市の概要

多治見市は、岐阜県の南東部、名古屋市から電車で30分の位置にあり、面積77.79㎡、平成17年4月1日現在の人口106,945人、高齢者人口は18,207人で高齢化率は17.2%である。また、身体障害者手帳所持者(児童を含む)は3,741人、療育手帳所持者(児童を含む)は644人である。当市においても人口減少や高齢化が進行しているとともに、表1のとおり、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者は年々増加しており、今後も増加傾向にあると推測している。

表1

	平成15年4月1日	平成16年4月1日	平成17年4月1日
人口	105,877人	105,978人	106,045人
身体障害者手帳所持者	3,429人	3,600人	3,741人
療育手帳所持者	566人	621人	644人

(2)多治見市の障害者計画

多治見市においては、平成10年3月に「多治見市障害者計画」を策定し、「誰もが自己実現に向けて主体的に生き生きと暮らせるまち」を基本理念として、在宅サービスの充実や保育・教育環境の整備などに積極的に取り組んできた。この計画が平成16年度で終了することから、平成16年6月に障害者、公募市民、障害者を支援する団体や関係機関の代表等で策定委員会を設置し、アンケート調査や障害者団体に対するヒヤリングを実施し、委員会で検討を重ね、平成17年3月に「第2期多治見市障害者計画」を策定した。この計画では、「だれもが安心して暮らし、社会に参加できるまち」を基本目標として、以下の6つの施策を重点的に取り組んでいく。

相談体制の充実

障害について様々な問題を抱えながら日常生活を送ることは本人や家族にとって非常に負担も大きいいため、その問題を適切・迅速に解決することが必要である。そのため、様々なニーズに対応できるように市の相談窓口で専門相談員を設置する等体制を充実するとともに、医療機関や県等との連携を図っていく。

障害児支援の充実

幼児期において、障害を早期に発見し適切に対応することにより障害を軽減させることは、幼児が健やかに成長するうえで非常に重要である。そのため、関係機関とも連携を強化し一貫した療育の支援体制を構築することが必要となる。また、市の療育施設である「なかよし療育センター」を充実させるとともに、職員の専門性を向上させることにより、より一人ひとりにニーズに合った療育を実施していく。

精神障害のある人への支援

精神障害のある人への施策は、身体障害者等他の障害者施策と比べ整備が遅れている状況であり、また精神障害についての市民の理解も十分でない。そのため、精神障害に関する理解を深めるための広報啓発や、精神障害のある人が地域で生活し社会参加できるために、日中活動の場である小規模作業所整備等を支援していく。

知的障害のある人への支援

知的障害のある人の中には、日中活動の場がなく、自宅から外出する機会の少ない方が多く見受けられる。また今後、養護学校を卒業する生徒等の一般就労も困難が予想されるため、活動の場としての福祉的就労の通所授産施設や小規模作業所の整備が必要である。そのため、事業者と協働して活動場所の確保を進めていく。

就労への支援

地域において、生き生きとした生活を実現させるためには、社会への参加、特に就労することは重要な意味をもつ。そのため今後は、障害のある人が就労できるよう相談等の支援を進めていく。

こころのバリアフリーの推進

障害に関するバリアフリーについては、建物や交通機関等のハード面の整備は進んできているものの、心の部分等のソフト面についてはまだまだ十分とはいえない。だれもが地域で安心して暮らし、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指していくためには、地域の人々が障害や障害のある人

を正しく理解することが必要であり、今後は障害を理解し、障害を特別なものと感じない「こころのバリアフリー」を推進していく。

(3)障害児者デイサービスの現状

多治見市における障害児者に対する指定デイサービス事業所は、表2のとおり身体障害者3事業所（定員19人）、知的障害者2事業所（定員30人）、児童1事業所（定員30人）である。「第2期多治見市障害者計画」策定時に、市内に住所を有する知的障害者619人の内から、無作為抽出した250人に対し行ったアンケート調査結果では、デイサービス利用状況17.2%に対し、今後利用したいという希望者は39.8%と多く、現状では必要なときに身近な場所でデイサービスを受けたいという障害児者やその家族のニーズに十分対応できる状況とはいえない。

表2

身体障害者デイサービス事業所	
・多治見市身体障害者福祉センター	（定員15人）
・多治見市身体障害者デイサービスセンター	（定員3人）
・多治見市滝呂身体障害者デイサービスセンター	（定員1人）
知的障害者デイサービス事業所	
・第一陶技学園	（定員15人）
・多治見市身体障害者福祉センター	（定員15人）
障害児デイサービス事業所	
・心身障害児通園施設なかよし療育センター	（定員30人）

一方、支援費制度におけるホームヘルプサービス事業については、表3の6つの事業所で、身体障害者、知的障害者、障害児に対して行なわれており、徐々にではあるが参入する事業所は増加している。

表3

ホームヘルプサービス事業所	指定年月日
・特定非営利法人 在宅支援グループみんなの手	平成15年4月1日
・社協たじみヘルパーステーション	平成15年4月1日
・社協たじみヘルパーステーション姫	平成15年4月1日
・社協たじみヘルパーステーション滝呂	平成15年4月1日
・特定非営利活動法人 宅児老所楽らく	平成15年7月15日
・株式会社コムスン多治見ケアセンター	平成17年3月14日

今後、必要なときに身近な場所でデイサービスを受けたいという障害児者やその家族のニーズに対応するためには、知的障害者及び障害児の受入施設を増やす必要がある。しかしながら新たな施設の建設は見込めない状況であるため、特定事業

906(指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業)を実施し、市内の指定通所介護事業所等においても知的障害者及び障害児のデイサービスを可能とし、身近でデイサービスを行う場所を増やす必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

障害児者のデイサービス事業所は、前述のとおり事業所数が少ないため、ほとんどの障害児者は遠くのデイサービス事業所まで行く必要があるうえ、希望する量のサービスを受けることができない現状にあり、サービス量をどのように増やしていくかが課題である。

当計画の実施により、指定通所介護事業所等でのサービス提供が可能となることから、少しずつではあるがサービス量が増加するとともに、次のような利点について、大きな意義をもつ。

指定通所介護事業所等においては、ほぼすべての施設が専用車による送迎体制を持っており、利用者及び家族にとってサービスを利用しやすい。

高齢者、障害者、障害児が同一の空間でサービスを受けることにより、様々な利用者が交流し、社会性を養うことができる。

指定通所介護事業所等の利用率の向上につながり、経営の安定化が期待できる。

NPO等の事業者の参入の増大が図られ、地域の福祉ビジネスの創出につながる。

6 構造改革特別区域計画の目標

多治見市は「第2期多治見市障害者計画」において、生活を支えるサービスの充実として、障害児者の活動場所の確保、家族や保護者の負担軽減の取り組みを進めている。障害児者のデイサービスについても箇所数増を目指していく方向であるが、新規の事業者の参入が困難な現状では、増加は見込めない。このような状況の中で、障害児者が住み慣れた地域でのサービスを受けられるよう支援していくためには、既存施設の有効活用を図る方策を推進していかなくてはならない。

規制緩和により、設置数の多い指定通所介護事業所という既存の施設を生かし、サービス量を少しずつ増加させていくことは、在宅のまま行き場所もない生活を解消し、授産施設等の活動の場へ繋げることになる。高齢者や障害者、障害児などが相互利用し、世代間交流や支え合いを生みだしていくことで、安心して暮らし社会に参加できるまちづくりを目指していく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 利用者へのサービス向上と家族等の負担の軽減

身近な指定通所介護事業所等を利用することが可能となることから、障害児者が住み慣れた地域でサービスを受けることが可能となるとともに、高齢者、障害者、障害児が同一の空間で交流し、社会性を養うことができる。

また、家族にとっても、利用可能な事業所が増えること、送迎時間が短縮することなどから、負担の軽減となる。

さらには、施設に入所中の障害児者の在宅生活への移行の可能性も高まり、障害児者が家庭や地域で安心した生活を送れるようになる。

(2) 事業所の経営の安定と福祉ビジネスの創出

指定通所介護事業所等の利用率の向上につながることから、経営の安定化が期待できる。また、NPO等の事業者の新規参入が図られ、地域の福祉ビジネスの創出につながる。

(3) 区域内でのサービス供給量の増加

具体的に名前の挙がっている指定通所介護事業所は3か所であり、9人程度の利用となる見込みであるが、先行する事業所の取り組みを積極的に紹介することなどにより市内の全事業所へ呼びかけ、サービス供給量の増加につながる。

8 特定事業の名称

906 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 活動の場の支援

- ・知的障害者の活動の場である通所授産施設や小規模作業所の整備を支援する。

目標：通所授産施設や小規模作業所の定員62人を90人に増やす

- ・精神障害者の活動の場である小規模作業所の整備を支援する。

目標：小規模作業所1か所の設置

(2) グループホームの整備支援

- ・知的障害者が地域で生活するため、グループホームの設置を支援する。

目標：設置数5か所

(3) 相談機能の充実

- ・総合相談窓口の整備にむけて「障害相談員」を設置する。
- ・地域での生活を支援する障害者生活支援センターを設置する。

別紙

1 特定事業の名称

番号 906

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

2 当核規制の特例設置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業者

3 当核規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定後

4 特定事業の内容

(1)当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

愛手ケアセンター

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

その他の法人 合資会社にんげんの輪

岐阜県中津川市蛭川 3 5 0 6 番地の 8

イ デイサービス事業所の名所及び住所

愛手ケアセンター

岐阜県多治見市本町 3 丁目 6 5 番地

ウ 指定通所介護事業所、指定身体障害者デイサービス事業所、指定知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

有限会社ひまわりデイサービス

ア 事業所の法人種別及び名称並びに住所

営利法人 有限会社 ひまわり

岐阜県多治見市小名田町 6 丁目 95 番地

イ デイサービス事業所の名称並びに住所

ひまわりデイサービス

岐阜県多治見市十九田町 2 丁目 117 番地の 2

ウ 指定通所介護事業所、指定身体障害者デイサービス事業所、指定知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

みんなの手デイサービスセンター

ア 事業所の法人種別及び名称並びに住所

特定非営利活動法人(NPO) 在宅支援グループ みんなの手
岐阜県多治見市金岡町 2 丁目 34 番地の 2

イ デイサービス事業所の名称並びに住所

みんなの手デイサービスセンター
岐阜県多治見市金岡町 2 丁目 34 番地の 2

ウ 指定通所介護事業所、指定身体障害者デイサービス事業所、指定知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所(県へ申請中、平成 17 年 11 月認可予定)

(2) 事業概要

指定通所介護事業所における知的障害者及び障害児の受入を行う。

(3) 当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

障害児の受入れについては、各事業所の職員が、本特例措置により事業所に新たに受け入れることとなる障害児を適切に処遇するため、障害の種別や程度に応じて、岐阜県多治見市なかよし療育センター(心身障害児通園施設)における実習・研修会等の機会を通じ、職員等の必要な資質を向上させる。

5 当核規制の特例措置の内容

(1) 規制特例措置の必要性

多治見市では、指定身体障害者デイサービス事業所 3 事業所(定員 19 人)指定知的障害者デイサービス事業所 2 事業所(定員 30 人)及び指定児童デイサービス事業所 1 事業所(定員 30 人)しかなく、身近な場所での利用や必要なサービス量を提供できない。

このため、指定通所介護事業所での知的障害者及び障害児デイサービスを実施可能とすることで、サービスを提供できる事業所を増やす。

(2) 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取扱いに合致している。

愛手ケアセンター

ア 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

3.33 m² / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積 : 63.39 m²

・利用者：19人

イ 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・生活相談員	1人	基準1人以上
・看護職員	2人	基準1人以上
・介護職員	6人	基準2人以上
・機能訓練指導員	1人	基準1人以上

ウ 本特例措置において行う事業は、各デイサービスの利用対象者に対するサービス提供に影響を及ぼさない範囲で行うこと。

・知的障害者及び障害児の利用者数は定員(19人)の範囲内で、概ね2人程度を目安に受け入れるものとする。2人の受け入れについては、高齢者の利用も含めて余裕を持った範囲であり、利用対象者に対するサービスの提供に影響はない。

有限会社ひまわりデイサービス

ア 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3㎡以上であること。

3.7㎡/人

・食堂及び機能訓練室の面積：37㎡
・利用者：10人

イ 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・生活相談員	1人	基準1人以上
・看護職員	1人	基準：看護職員又は介護職員1人以上
・介護職員	3人	
・機能訓練指導員	1人	基準1人以上

ウ 本特例措置において行う事業は、各デイサービスの利用対象者に対するサービス提供に影響を及ぼさない範囲で行うこと。

・知的障害者及び障害児の利用者数は定員(10人)の範囲内で、概ね2人程度を目安に受け入れるものとする。2人の受け入れについては、高齢者の利用も含めて余裕を持った範囲であり、利用対象者に対するサービスの提供に影響はない。

みんなの手デイサービスセンター

ア 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3 m²以上であること。

3.02 m²/人

・ 食堂及び機能訓練室の面積：45.29 m²

・ 利用者：15人

イ 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・ 生活相談員 1人 基準1人以上

・ 看護職員 1人 基準1人以上

・ 介護職員 1人 基準1人以上

・ 機能訓練指導員 1人 基準1人以上

ウ 本特例措置において行う事業は、各デイサービスの利用対象者に対するサービス提供に影響を及ぼさない範囲で行うこと。

・ 知的障害者及び障害児の利用者数は定員(15人)の範囲内で、概ね2人程度を目安に受け入れるものとする。2人の受け入れについては、高齢者の利用も含めて余裕を持った範囲であり、利用対象者に対するサービスの提供に影響はない。